876
1.11.20
小郡三井医師会

福県医発第2127号（地）
令和元年11月19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
（公 印 省 略）

年末年始の保険診療休日加算について

保険診療では、年末における地域医療の確保という見地から12月29日・30日・31日及び１月１日・２日・３日の６日間を休日加算の対象日としております。

但し、下記の場合に限られておりますので、年末年始の診療にあたって貴会会員にご周知方お願い申し上げます。

記

１．客観的に休日における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる次に掲げる保険医療機関において診療した場合

①地域医療支援病院

②救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省第８号）に基づき認定された救急病院又は救急診療所

③「救急医療対策の整備事業について（昭和52年医発第692号）」に規定された保険医療機関又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置付けられている保険医療機関

２．当該日を休診日とする保険医療機関、又は当該休日を診療日としている保険医療機関の診療時間以外の時間に、急病等やむを得ない理由により診療した場合

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎